

「2024年度自治体キャラバン行動・要望書」回答書

【統一要望項目】

1. 職員問題

- ①大阪府内自治体の職員の非正規率は異常であり（全国平均20%）、緊急時・災害時に住民救済にこたえられないのは明白である。職員数を増やし、正規職員での採用を行うこと。

職員数については、業務内容や業務量などを精査し、正規職員の適正な配置に引き続き努めてまいります。

- ②大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

管理職への人材の登用につきましては、性別にかかわらず能力の適正な評価による任用を基本とし、これまでも部課長等の管理職に、意欲と能力のある女性職員を任用しております。

女性職員が活躍するためには、研修などを活用した人材育成と、家庭と仕事を両立できる働きやすい職場環境の整備が必要であります。本町では女性職員に全国市町村国際文化研修所など外部研修機関における女性管理職研修の受講など人材育成の取組みを行っております。また、職場環境の整備については、部分休業や子の看護休暇などの制度を積極的に周知し、出産・育児等と仕事の両立支援を行っています。引き続き、女性職員が活躍するための取組みの推進に努めてまいります。

- ③大阪には多くの外国人が住んでいる（現時点で外国人人口と国別内訳をまずご提示いただきたい）にもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。現時点で外国語対応ができる職員数を明らかにすること。

令和6年5月末時点における外国人人口は175人となります。国別人数は、個人が特定される可能性があることなどから公表はしておりません。

外国人対応については、外国語対応ができる特定の職員のみが対応するのではなく、窓口対応を行う各職員が丁寧な説明や対応に努めております。現時点で外国語対応ができる職員数については、対応できる職員を特定する基準を設けていないため、集計を行っておりませんが、他市町村の取組事例等も参考とし、職員の配置も含めた外国人対応を検討してまいります。

2. こども・シングルマザー等貧困対策及び子育て支援について

- ①2023年度大阪府子どもの生活実態調査と同時に実態調査を行った18自治体におい

ては、その報告書をホームページですぐに検索できるように工夫しアップすること。

国等が行っている実態調査や動向を注視し、本町に設置している子ども家庭総合支援センターを窓口として、介護・福祉・母子保健部局をはじめとする関係機関と連携をとりながら支援体制の構築に努めます。

②子どもの生活実態調査報告で2016年度調査に比べ中央値が上がっているにもかかわらず「困窮I世帯」の子どもたちの状況が悪くなっている事態をふまえ以下について要望する。

イ、就学援助受給率の低さが課題となっており申請そのものを簡素化し、オンライン申請なども取り入れること。中学生の子ども世帯の困窮が深刻となっており、国基準に上乘せして支給額を増やすこと。

令和6年度からオンライン申請を取り入れており、申請者の負担軽減及び利便性の向上に取り組んでいるところです。また、支給額については、教育の機会均等の趣旨にのっとり、保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、修学のための必要な経費について、その経費の一部を補助するという国の考え方に準じて必要な予算処置を講じてまいります。

ロ、朝ごはんを食べていない子どもたちの状況が指摘されている。地域の子ども食堂やNPO組織、ボランティア団体などと協力し学校での朝ごはん会が実施できるよう制度化すること。

今後とも必要に応じ、社会福祉協議会などの関係機関と連携を図りながら、状況等の把握に努めてまいります。

ハ、大阪府「子ども食費支援事業」にとどまらず、自治体独自の低所得世帯への食糧支援を実施すること。ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等を無償提供して協力すること。

今後とも必要に応じ、社会福祉協議会などの関係機関と連携を図りながら、状況等の把握に努めてまいります。

ニ、児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。手続きを簡素化し受給へのハードルを低くすること。DVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度（生活保護のしおりや奨学金情報等）の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

児童扶養手当の手続きについては、「児童扶養手当事務処理マニュアル」に基づき、適正な支給事務に努めています。申請時のプライバシーについては十分に配慮し、必要に応じて適切に対応してまいります。

③子ども及びひとり親の医療費助成制度の窓口負担を無料にすること。医療費より負

担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

子ども及びひとり親世帯に対する医療費助成制度については、大阪府福祉医療制度に準じ、一部負担助成を行っており、特に子ども医療費助成制度については、町単独事業として高校生到達年度末までに対象拡大し、子育て世帯に対する負担軽減を図っているところです。さらに町では、入院時食事療養費についても、町単独事業としてすでに無償としております。また、子ども医療の対象拡大に加え、更なる子育て世帯の負担軽減を図るべく、大学生相当までを対象とした「かなん医療U-22 医療費助成事業」で、22歳到達年度末までを対象とした医療費助成を実施しています。

妊婦が安心して定期的に妊婦健診を受診できるよう、14回120,000円、多胎妊娠の場合は追加で5回25,000円の公費負担を実施しています。今後も、国の動向等を注視し、事業の充実を図ってまいります。

- ④小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

現在、学校給食は、センター方式で実施しており、自校式で実施となると調理室の増築や調理設備等の整備などに多額な費用を要するため自校式での実施はむずかしいと考えております。小中学校の学校給食費については、令和4年度から保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るため無償化としております。令和7年度以降についても引き続き継続できるよう検討してまいります。

保育所・こども園・幼稚園の給食費については、令和元年10月から施行されました幼児教育無償化制度により、これまで保育料に含まれていました副食費が、実費徴収となりました。町としても、子育て世帯の負担軽減を図るべく、制度の施行にあわせて、ここにこランチ事業として、国基準の月額4,700円を上限に、副食費を助成しています。

- ⑤学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。

歯科検診で受診が必要と診断された児童・生徒は、学校から受診勧告を行い、保護者からの受診報告書の提出により受診状況の把握を行っております。口腔崩壊と言われる状態の児童・生徒は、学校とスクールソーシャルワーカーを中心として実態把握に努め、受診勧告を行うとともに、その他虐待等が疑われる場合は関係機関と連携して必要に応じた対応を引き続き行ってまいります。

- ⑥児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

歯科衛生士によるブラッシング指導等の保健指導にてフッ化物洗口を含めた指導を引き続き行うとともに新型コロナウイルス感染症拡大防止を図りながら、口腔内を含め児童・生徒の健康を守ることに努めてまいります。

- ⑦障がい児（者）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一時医療圏に所在する障がい児（者） 歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

町では障がいのある方で、地域の歯科診療所での診療が困難で診療介助等を要する方の口腔ケア・治療・予防を目的に南河内5市2町1村が共同して歯科診療を実施しております。また、大阪府ホームページにおいて、障害者歯科保健診療施設一覧を掲載していますので、活用していただきますようお願いいたします。

- ⑧最新の奨学金パンフレットを作成するとともに自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。

子どもの学校選択の機会を保障するため、奨学金及び教育ローンに関する制度の案内をまとめた資料を中学生対象の進路説明会等を通じて、配付と周知をおこなっており、引き続き情報提供に努めるとともに、奨学金に関する教育相談などに取り組んでまいります。

- ⑨公営住宅（府営住宅以外）の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考えのもと、空家の目的外利用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

町が所有する公営住宅はありませんが他市町村の公営住宅の申込書は窓口で配付しております。

- ⑩保育士および学童保育指導員等確保のために全国で広がっている家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を創設すること。

近隣市町村の状況などにも注視しつつ、必要に応じて対応してまいります。

- ⑪役所、保健福祉センター、福社会館、公民館、青少年ホーム、女性センター等すべての公的な施設でフリーWi-Fiにアクセスできるようにすること。

誰もが利用できるフリーWi-Fiは、公民館、図書館で利用可能となっていますが、住民さんの滞在時間が短い庁舎への設置については、今のところその必要性は低いと考えています。また、庁舎に引込している回線は、個人情報など重要な情報を持っているため、フリーWi-Fiなどの利用については、慎重に扱う必要があると考えます。

保健福祉センター及び農村環境改善センターにおいては、会議室等のサービス向上並びに災害時の避難所としてのネットワーク回線の確保のため、フリーWi-Fiの導入を検討してまいります。

- ⑫万博予定地の夢洲は、下水汚泥など96万トンが埋め立てられた島であり、メタンなどの可燃性ガスが発生し続けており3月28日の万博会場工事におけるガス爆発事故は、汚泥を埋め立てた人工島の表面をアスファルトやコンクリートなどで覆って多くの人を集めるイベントを開催する会場とするにはあまりにも危険であることを証

明した。また、駐車場からゲートまで片道 30 分の道のりに屋根はなく、炎天下や大雨の中を歩かなければならない。となりのカジノ建設現場は有害物質を含む粉塵が舞い上がっている。子どもたちが学校ごとにまとまって弁当を食べる屋根付きの場所は限られており炎天下で弁当をとらざるを得なくなる学校も出てくる可能性がある。子どもたちのいのちを守る、安全を確保する具体的な方策が示されていない中で学校行事として万博に子どもの参加をさせないこと。

万博の移動手段の他、暑さ対策、雨天対策、昼食スペース等の安全に係る諸問題の環境・条件整備について、大阪府町村教育長会及び大阪府都市教育長会から大阪府教育委員会教育長あてに要望書を提出しています。

今後、これらの諸問題についての整理がなされるのにあわせて、各校において、学校行事としての参加について、最終決定をすることになります。

3. 医療・公衆衛生

- ①国が進めるマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化（マイナ保険証）の方針に基づき、本年 12 月 2 日より、現行の健康保険証が廃止される（1 年の経過措置あり）。この間のマイナ保険証を巡っては現在も医療現場ではトラブルが続いている。また、国民健康保険を担当する自治体職員の業務も通常が多忙な業務に加え、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」などの発行・発送や電子証明書の有効期限が切れた方への対応など次から次へと新たな対応を自治体に求めてくる。こうしたことを受けて、全国の自治体で「現行の健康保険証の存続を求める意見書」採択が広がっている。貴自治体においても「意見書」など国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望を上げること。
- 見本／東京保険医協会ホームページに小金井市、調布市の「意見書」PDF が掲載
[保険証存続を求める協会陳情 調布・小金井 2 市で採択 | 東京保険医協会 \(hokeni.org\)](https://www.hokeni.org/)

マイナ保険証の利用についての不備への対応に不安を抱く人もおり、慎重に進めべきであると考えます。

しかし、医療のデジタル化は被保険者の治療や薬剤情報等を医師が正確に把握でき、治療にとって大きなメリットがあることもまた事実であります。マイナ保険証はデジタル化の第一歩でありデジタル化を進める上で必要な仕組みであると考えております。

- ②新型コロナウイルス感染症が 5 類の扱いとなったが未だに終息していない。また、麻しんや結核など新型コロナ以外の感染症も増加傾向にあり、医療現場では緊張が高まっており、トータル感染症対策の構築が求められている。大阪府は第 8 次医療計画を発表したが、新型コロナウイルス感染症パンデミック時のように再び保健所の業務逼迫で感染者への対応が遅れるという事態を生まないためにも、新興感染症対策も含めた。また、精神保健、母子保健など保健所・保健師の多岐にわたる役割・事業が滞ることの無いよう、二次医療圏内での保健医療協議会の議論などで、保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めること。

公衆衛生活動の拠点としての役割や新たな感染症対応など、緊急時においても対応が可能となるよう平時からの人材育成・体制整備が必要と考えております。

本町におきましても、富田林保健所をはじめ富田林医師会などとの連携は重要と考えており、今後ともこれらの各関係機関と密に連携を図り、支援体制を整備していきます。

- ③PFASの実態を把握するために各市町村が住民の血液検査、土壌検査を実施すること。さらに市町村が実施するPFAS対策に大阪府が財政支援を行うよう要請すること。住民が自主的に実施する血液検査への公的助成を行うこと。「PFAS相談窓口」を設置し周知徹底すること。

PFASの中でもPFOS、PFOAは、幅広い用途で使用されており、国の発表では、人においてはコレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告されております。しかし、どの程度の量が身体に入ると影響が出るかについては、いまだ確定的な知見はありません。また、摂取することで個人の健康被害が発生したという事例は確認されていないとのことであり、現在、国において、最新の科学的知見に基づき、暫定目標値の取扱いについて専門家による検討を進められています。本町においても、今後の国の動向を注視してまいります。

血液検査については、町在住の国民健康保険被保険者並びに後期高齢者医療保険被保険者に対して、年に1回無料で特定健康診査にて血液検査を受診していただけます。現在のところPFAS対策としての血液検査は予定しておらず、あわせて国の動向を注視してまいります。

土壌検査については、令和5年度に実施した大阪府の河川での測定結果や大阪広域水道企業団の水道水の測定結果によりますといずれも基準値内となっております。今後も国や大阪府の動向を注視してまいります。

4. 国民健康保険

- ①2024年度からの大阪府統一国保は際限なき国保料の引き上げを引き起こし、自治体が長年の国保行政で積み上げてきた「払える保険料」のための減免制度が廃止となり、被保険者は大きな被害を受けることとなる。各市町村は国保が貧困を拡大している現実から目をそらさず、統一の問題点を強く大阪府に意見すること。また、基金を積み上げている自治体は保険料引き下げのために活用すること。大阪府が市町村独自の基金に口を出すことは地方財政法違反であることを認識すること。

令和6年度から大阪府統一ルールとなり、今後も様々な問題点を解決して行かなければならず、保険料の高騰もそのひとつであります。会議等様々な場所で問題点を大阪府及び府内市町村と共有し解決に導きたいと考えております。

- ②18歳までの子どもの均等割を無料に、傷病手当を大阪府全体で実施するとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

18歳までの子ども均等割無料や、傷病手当については、財源の確保の問題があり制度化は困難であると考えております。

各種申請書を町ホームページに掲載しまして、最終的には定型的な申請に関して

はオンラインでの申請を目指しているところです。しかしながら、申請に際して必要となる添付書類の説明や被保険者からの聞き取りなどが必要な場合があるなどオンライン申請にそぐわないものもございます。

- ③3月の大阪社保協調査ではマイナンバー保険証の有効期限について自治体は全く把握していないとの結果となった。そうした状況も踏まえ2025年10月の保険証切り替え時には被保険者全員に「資格確認証」を送付すること。

「資格確認書」の発行対象者は、現在のところ「マイナンバーカードを作成していない人」「マイナンバーカードを返納した人」「マイナンバーカードはあるが保険証の利用登録をしていない人」「マイナンバーカードを紛失又は更新中の人」「高齢者や障がい者など配慮が必要な人」と一定の基準が設けられております。したがって、被保険者全員に「資格確認書」を発行することは想定されておられません。

なお、国におきまして、保険証利用登録の解除についての方法など検討されておりますので、「資格確認書」の発行が必要という方に関しましては、利用登録の解除をお願いすることになると考えます。

- ④国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

国保のしおりについては、制度の概要を5か国語（英語・中国語・韓国語・フランス語・スペイン語）表記のパンフレットを作成し、外国語版を窓口を設置しております。決定通知書、納付書はシステムから出力されるものなので外国語対応は考えておりません。外国人の方には個別に対応させていただきます。

5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

- ①特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。

特定健診については、令和5年度から国民健康保険加入者の対象年齢を30歳からとし、拡充して実施しています。また、各事業の取り組みの分析評価を行い、令和5年度に健康かなん21第三次計画を策定しており、健診を受け、生活習慣病の早期発見・早期治療につながるよう、また、治療を継続して重症化を防げるよう、健康管理と重症化予防の取り組みを進めてまいります。外国語での案内が必要な方への対応については、他自治体の実施内容を参考に検討してまいります。

- ②大阪府の第3次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市町村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。在宅患者・障がい者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。

個別医療機関において、昨年度の40歳～74歳の対象者を今年度は20歳からに拡充して歯科検診を実施しております。また、障がい児（者）に対しても、南河内地

域で松原市を除いた8市町村共同で河内長野市立保健センターで毎週木曜日に歯科診療を実施しております。今後とも周知を行い、多くの住民の方に歯科検診を受診いただけるよう、富田林歯科医師会と連携し取り組んでまいります。

6. 介護保険・高齢者施策

- ①第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げる。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

第9期介護保険事業計画においては、介護給付費準備基金の全額を取り崩す計算のもとに算定を行い、保険料の抑制に努めました。国庫負担についても、引き続き保険料軽減のため財源構成の見直しを要望します。

- ②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除すること。

非課税世帯（第1段階～第3段階）については、国と同基準の保険料軽減を実施しております。また、第9期において、介護給付費準備基金を取り崩し、第4,5段階の方の保険料軽減を実施しています。

- ③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）、自治体独自の軽減措置を行うこと。

自治体独自の利用料減免や軽減措置については、実施に伴い介護保険料も増となることから、引き続き、国と同基準でと考えております。

- ④総合事業（介護予防・生活支援総合事業）について

イ. 利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を奨励し、認定申請を抑制しないこと。

介護認定申請やサービス利用の抑制は行っておりません。

- ロ. 総合事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）の対象を要介護1～5認定者の拡大しないこと。

総合事業の対象者を要介護1～5認定者に拡大しないよう国に対して要望してまいります。

- ハ. 「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修修了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

訪問型サービスの単価については、従来相当サービスは国基準ではなく、以前の国基準で対応しております。また、緩和型サービスのA型については対象となる事業所等が無く、間に該当する事象がございませんが、事象がございましたら、検討してまいります。

ニ. いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

「自立支援型地域ケア会議」では、介護サービスからの卒業を迫るわけではなく、利用者の生活課題を解決し、日常生活において自分でできることを増やしたり、より適切な支援につなげる目的で行っております。最終的にはサービスの卒業の場合もありますが、決してケアマネジメントに対する統制を目的とした運用ではございません。

⑤保険者機能強化推進交付金については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

本町は、評価指標である自立支援・重度化防止等の認知症総合支援や生活支援体制整備、介護予防を推進しておりますが、高齢者が必要な介護サービスを受けられるよう、引き続き事業の運営を行ってまいります。

⑥介護現場の人手不足を解消するため、東京都のように自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

介護人材の不足を解消するために、独自に処遇改善助成金の制度化や全額労働者の賃金として支払われる措置を講じることにつきましては、小さい町規模では困難と思われまので、広域で行えるか近隣の状況を踏まえ検討してまいります。

また、国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に達成できるよう処遇改善制度を効果的に求める場合は、町だけでなく複数の市町村や府単位で制度を求めることが必要となるため、近隣や府との連携を図りながら対応を検討してまいります。

⑦入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

要介護認定者数は微増傾向にあります。今後、ピークアウトを見定めたくて、町内の待機状況やニーズに応じた整備を検討してまいりたいと考えております。

⑧次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護1,2の生活援助等の保険級外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。

次期介護保険見直しの検討課題につきましては、今後の国の動向を注視しつつ、必要に応じて近隣や府との連携を図りながら対応を検討してまいります。

- ⑨高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによるよびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体で立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料金補助制度をつくること。

熱中症予防のチラシを窓口や介護予防教室、地域の団体に配架し、またケアマネジャーから利用者に配布や呼びかけをしてもらうなどの取り組みを行っています。また、要注意高齢者には、地域包括支援センターや社会福祉協議会、ケアマネジャーや介護サービス事業者などが見守り訪問するなどの対策をしています。

経済的な理由によるクーラー未設置等の高齢者に対するクーラー導入費用や電気料金の補助制度については、近隣市町村の動向等もみながら検討していきます。また、熱中症対策として、防災行政無線を通じて呼びかけ、ホームページにてWBGT（暑さ指数）がわかるリンクを掲載するとともに、広報7月号にて注意喚起を行っております。

- ⑩介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。

国においては保険者証のマイナンバーカード化に伴い、医療と介護の情報基盤を構築し、介護保険申請事務をはじめとするさまざまな事務手続きのオンライン化により、利用者自身の利便性向上を目指しております。利用できる機関の制限や個人情報漏えいリスクなど懸念事項が問われるなか、マイナンバーカード制度化においては、最終的には国が判断するものであると考えております。

- ⑪軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること

本町では、厚生労働省の告示に示された種目に基づき補装具交付事業を実施しており、現在、軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度はございませんが、高齢者の社会参加の促進や認知症予防の推進などの観点から補聴器購入助成事業の実施に向けて検討してまいります。

- ⑫新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布を行うこと。

令和6年度から定期接種となり、秋頃から主に65歳以上を対象に接種が始まります。ワクチン接種費用は、総費用15,300円に対し、国と町からの助成を行うことで、自己負担3,000円で接種していただけるよう富田林医師会と医師会管内4市町村で協議しているところです。今後とも富田林医師会と連携を図り、円滑に定期接

種が実施できるよう努めてまいります。

- ⑬2022年10月より75歳以上の医療費が2割化され、「2割化」の影響による「受診控え」が起きている調査結果も出されている。大阪府は2021年3月をもって老人医療費助成制度を廃止したが、高齢者の命と健康を守る上で、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。

国、府の補助金が無い以上河南町単独での制度実施は困難であると考えます。

- ⑭带状疱疹は80歳までに3人に1人がかかる病気で、治った後に神経痛が残る場合がある。50歳以上の人に带状疱疹ワクチン接種が勧められており、90%以上の発症予防率が報告されている。ワクチン接種公費助成を実施すること。

大阪府に対し带状疱疹ワクチン接種助成を行うよう要望しております。また、国において带状疱疹ワクチンの定期接種が検討されており、6月の厚生労働省の専門家会議において、生ワクチンと不活化ワクチンのいずれについても有効性や安全性が確認され、費用対効果についても効果が確認できるとして、ワクチンを定期接種に含める方針が了承されました。今後は、上位の専門家会議にて、接種の対象年齢などについて議論のうえ、正式に決定されることとなっていますので、これらの動向に注視してまいります。

7. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療 ※全項目、高齢障がい福祉課

- ①障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

町においても障害者総合支援法第7条の規定は同様に認識しており、申請日以降にしか効力は発生しないものと解しておりますので、引き続き、法的論拠に基づき運用していきます。

- ②日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

ご指摘のような介護保険への申請強制や更新却下は行っておりません。引き続き、介護保険サービスと障がい福祉サービスの併給について、正しく周知徹底していきます。

- ③介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」・「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」（令和5年6月30日）等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

ご指摘のような独自規定は設けておりません。関係通知等に基づき、個別に障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて障害福祉サービスに相当する介護保険法に基づくサービスを受けられるかどうか判断することとしています。

- ④介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

利用者の状況に応じて障害福祉サービスの継続が可能な旨を該当者に丁寧に説明するとともに、住民への周知についても取り組んでいきます。

- ⑤介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合には、現行通りの基準を適用するよう国に求めること。

大阪府と連携し取り組んでまいります。

- ⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

大阪府と連携し取り組んでまいります。

- ⑦障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあたっては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること

本町では、そのような対象者がいる場合に、障害福祉分野にも理解のある社会福祉士のケアマネジャーが、サービス利用時についても障がい者に配慮のある有資格者がいる事業所を手配するなど調整して対応しております。

- ⑧障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用者負担は少なくすること。

国・府の基準等に基づき運用していきます。

- ⑨2018年4月診療分より見直された重度障害者医療助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

福祉医療費助成制度は医療のセーフティネットとして不可欠な制度となっています。しかしながら、国制度化までの間は、地方単独事業として維持していかざるをえず、対象者の増加、医療費の増嵩、加えて、大阪府・町の厳しい財政状況の下、持続可能な制度のためには、不断の見直しが必要な状況です。

また、本町では、重度障がい者医療費助成制度の対象者に対して、入院時食事療養費の助成を行っています。府内でも数少ない助成制度ですので、この町単独事業についても、維持・継続していけるよう、財政部局と調整を図りながら、取り組んでいきます。

8. 防災関係

- ①災害時の避難所である小学校・中学校の体育館、公的施設の冷暖房、および全てのトイレの洋式化をすみやかに実施すること。

小学校2校の体育館については、移動式空調設備を設置しております。また、体育館に設置しているトイレの洋式化をすべて実施しています。

庁舎等の公共施設（公民館、総合体育館※アリーナ以外、保健福祉センター及び農村環境改善センター）には冷暖房設備を設置しております。公共施設のトイレの洋式化についても、避難所の一部和式トイレ残しを除き、概ね完了しております。

- ②能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準（被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準）に照らし避難計画を見直すこと。

避難所の運営計画は避難所運営マニュアルに沿って行うこととしていますが、今後はスフィア基準の概念を踏まえ見直しを検討していきます。ただし、現在指定している避難所は、既存建物を使用しているため、小規模の指定避難所についてはスフィア基準に照らし計画を見直すと収容人員の見直しも必要となるため慎重に検討していきたいと考えます。

- ③高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

河南町では現在、高層住宅はほぼ存在しないため、今後増加した場合に実施を検討します。

【 独自要望項目 】

1. 医療・公衆衛生

1) マイナ保険証について

国は医療現場でトラブルが発生しているにもかかわらず「マイナ保険証」政策を進め、2024年12月2日に現行の健康保険証を廃止しようとしている。国に対して現行の健康保険証を存続するように要望を上げてください。
また河南町では、マイナ保険証を所持していない方に対する「資格確認証」の発行をどのような形で行うのか教えて下さい。

国民健康保険制度においてもマイナ保険証の利用について不安を抱く人もおり、慎重に進めるべきであると考えます。

しかし、医療のデジタル化は被保険者の治療や薬剤情報等を医師が正確に把握でき、治療にとって大きなメリットがあります。マイナ保険証はデジタル化の第一歩でありデジタル化を進める上で必要な仕組みであると考えております。

資格確認書の発行に関しては、マイナンバーカードを所持していない方をはじめ、マイナンバーカードと国保の被保険者証を連携していない方を把握し、当面の間は申請が無くても発送する考えです。

2) 感染症対策について

① 新型コロナウイルス感染症が5類に移行後の感染状況と後遺症対策に関してどのようにされているのか教えて下さい。

5類移行後も大阪府感染症発生動向調査週報（速報）にて感染状況を把握しております。2024年第28週によると、7月8日～14日大阪府の発生数は2,943人でした。後遺症については、かかりつけ医の先生や外来対応の医療機関にご相談していただくよう対応しております。

また、国のホームページには新型コロナウイルスの健康や医療相談の情報が掲載されており、大阪府のホームページには、電話相談窓口以外にも「コロナ罹患後症状に悩む方の診療をしている医療機関一覧」も掲載されており、これらの医療機関でご相談いただけます。本町においても、ホームページ等を通じて、情報発信に努めるとともに、健康相談においても、今後とも住民の皆さまに寄り添い丁寧に対応してまいります。

② 感染症予防にはワクチン接種が有効と考えられているが、有償化に伴い接種費用が高額となり接種しない方が増えています。新型コロナ・インフルエンザ・帯状疱疹などのワクチン接種を無料または定額で受けられるようにして下さい。

現在インフルエンザワクチンについて、65歳以上の方は年に1回自己負担額1,000円で接種いただけます。新型コロナワクチンについては今年度の秋頃、主に65歳以上の方を対象に自己負担額3,000円程度で接種できるよう富田林医師会と医師会管内4市町村で協議を行っているところであり、今後とも連携を図ってまいります。帯状疱疹ワクチンについては、大阪府に対し帯状疱疹ワクチン接種助成を行うよう要望しております。また、現在国において帯状疱疹ワクチンの定期接種化が検討されており、今後も国の動向に注視してまいります。

ます。

3) 住民検診について

- ①今年の検診は15分毎に時間が配分されスムーズに受けることができました。何割の人が受診しましたか。又がん検診の受診率は昨年と比べて比率を知りたいです。がんは早期発見が一番です。無料で受けられるよう切に要望します。

12日間行った今年の住民健診については、対象者の15.6%（816人/5,220人）の方が受診しました。また令和4年度のがん検診については胃がん9.3%、肺がん6.2%、大腸がん7.7%、子宮頸がん22.8%、乳がん22.9%に対して令和5年度は胃がん9.1%、肺がん5.6%、大腸がん8.0%、子宮頸がん24.0%、乳がん23.8%でした。一定の受益者負担は必要と考えます。

②補聴器について

近隣の市では独自の補助金制度が実現しています。耳が聴こえないことで、人と接しなくなったり、認知が進んだり、生活の幅が狭くなることが問題です。早急の実現できるよう要望します。申請をするのに検査の費用がかかることも含めて考えていただきたい。検診での聴力検査を要望します。

本町では、厚生労働省の告示に示された種目に基づき補装具交付事業を実施しており、現在、軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度はございませんが、高齢者の社会参加の促進や認知症予防の推進などの観点から補聴器購入助成事業の実施に向けて検討してまいります。

健康増進法に基づく健康診査には、糖尿病などの生活習慣病の予防と早期発見、早期治療が目的であることから、聴力検査の検査基準がなく、また、聞こえにくさは個人差があるため、健康診査では判定するのが難しい状況です。今後、近隣市町村等の動向を注視しながら研究してまいります。

4) 町保健師さんについて

保健所や保健師さんが果たす役割の重要性が改めて浮きぼりになりました。感染症対策にかかわらず町における保健師さんの業務実態に基づき、業務に似合った体制の整備、拡充を目指してください。

本町には会計年度任用職員を合わせて10人の保健師が在籍しており、保健指導、乳幼児健診、赤ちゃん訪問など、こどもからお年寄りまで保健に関する幅広い業務を行なっております。

<産後ケア事業について>

赤ちゃんとお母さんの体調について、ご配慮頂いているようでありがとうございます。河南町では、宿泊型と日帰り型のプランを実施して頂いているようですが、実際の利用状況を教えてください。

それから、河内長野では、宿泊型と日帰りプランに加え、助産師さんによる訪問型、看護師さんによる訪問看護型のプランも実施されているようです。

近年では、核家族化が進み、産まれたての赤ちゃんを連れての外出が難しいお母さんも少なくないと思いますので、是非、河南町でも、訪問型、訪問看護型のプランもご検討頂きたいです。

産後、不安定になり孤立してしまうお母さんのためにも、ご検討宜しくお願

致します。

令和5年度の利用状況について、宿泊型にて7人利用がありました。また、訪問型・訪問看護型プランとしては実施しておりませんが、必要があれば助産師や保健師が訪問し、母子のケアに寄り添って対応しております。

5) 南河内の医療の充実を

藤井寺市民病院が3月で閉院し、近大病院が2025年11月には堺に移転。約900床がなくなり、府が基準としている5,587床の基準床を下回って、住民にとって安心して医療を受けることが困難な状況になります。特に災害時にはもっと深刻です。

①災害拠点病院の設置を求めます。

②南河内地域の第3次救急医療体制の充実を図ってください。住むところによって医療を受ける条件が違ふことは、救える命もすくえなくなることになります。国や府に強く要望してください。

南河内二次医療圏における三次救急、災害拠点機能は、近畿大学病院が堺市に移転後も引き続き担っていただくよう大阪府・大阪狭山市・近畿大学病院による三者協定書において、「引き続き、大阪狭山市を含む南河内二次医療圏における基幹病院としての役割（とりわけ三次救急、心筋梗塞・脳卒中等の救急、災害拠点病院等としての機能・役割、がん、小児、周産期医療等）を確実に果たすとともに、地域医療の充実に積極的に取り組む。」と明記されている。

なお、圏域内での整備については、近畿大学病院が担っている機能を即座に確保するのは厳しい状況と思われることから、三者協定が確実に履行されるよう大阪府に対し要望してまいります。

6) 健康増進計画の作成にあたり、コロナ禍と現在のちがいのアンケートを実施されました。その結果に基づいた対応を明らかにしてください。

アンケート調査によると、コロナ前と現在を比べた生活や体調の変化について「外出することが減った」「地域活動への参加が減った」などの変化の一方、「栄養バランスの良い食事の回数が増えた」「飲酒量が減った」などの改善方向の変化もみられました。コロナ禍での経験もふまえ、感染症対策への意識を高め、より一層健康づくりへの関心を高め、住民一人ひとりが主体的に自然に自身の健康づくりに取り組むことができる環境づくりを進めます。

2. 国保・介護保険について

1) 国民健康保険について

毎年上がる保険料に町民から悲鳴が上がっています。特に「府県統一化」が進められた大阪府下自治体の保険料の値上げは全国でも突出しています。国保制度は国民の命と暮らしをまもるものなのに、高額保険料や医療費負担は生活を脅かしています。府下でも高額で、物価高騰・医療費負担のなか、これ以上の負担は限界です。保険料の軽減にむけ国に強く意見を上げるとともに、さしあたり次の事項について町独自の努力・実施を求めます。

①傷病手当や失業・退職など所得減による減免・徴収猶予制度などの措置と拡

充。制度の内容、申請方法などわかりやすいチラシや窓口対応を。

傷病手当の独自の実施については財源となるものがございませんので現状は困難です。国や大阪府へ折をみて要望していきます。

一定の条件に該当した方には所得減少減免制度や、非自発的失業者に対する措置がございます。申請方法等町HP等で周知しております。

- ②国保会計は積立金残高が高額にもかかわらず、保険料の大幅値上げ（令和6年年度一人年額4,568円増の114,527円）となっています。保険料の軽減を。

ご存じのとおり令和6年度からは大阪府統一保険料となり、自治体独自の保険料の減免ができない状況でございます。保険料の軽減のご要望ですが、1人5,000円軽減とした場合被保険者数が3,000人いますので、1,500万円の保険料が不足いたします。基金残高が6,000万円とした場合、4年で基金を使い果たしてしまいます。いざという場合のために基金は保有しておく考えです。

基金を活用しての軽減はできませんが、一定の条件のもと応益割を7割軽減、5割軽減、2割軽減する制度、未就学児の均等割りを半額とする制度及び出産する方の保険料をこの制度で軽減しています。

- ③国の「子ども均等割保険料の減額措置」を未就学児から全ての子どもに適用するとともに、全国で広がる「均等割廃止」を。

少子化対策として子育て世代への負担軽減のため未就学児の均等割半額、出産育児一時金の増額など拡充しております。

また、国保料の直接の減額とはなりません、22歳以下の方の医療費にかかる自己負担分に対して助成を行っております。

- ④後期高齢者保険料の値上げが続き生活を脅かしています。これ以上の負担はできません。国や府に制度改善を強く求めてください。

後期高齢者医療について、医療の進歩に伴う高度化や被保険者数の増による医療費の増加により、それを賄うために保険料は年々増加しております。

後期高齢者医療の費用負担は、公費5割、現役世代4割、被保険者1割となっておりますが、被保険者の負担を減らせば、若年層に負担がかかります。ですので、今後も制度維持のために全世代で協力しあっていかなければならないと考えております。その上で制度改正については折を見て国府へ要望してまいります。

2) 介護保険制度について

制度開始から20年、2倍以上となった保険料が高齢者の生活を脅かしています。要介護軽度の保険外し、利用者負担の対象拡大（1割を2～3割）、ケアプラン作成の有料化などが狙われています。4月に強行された訪問介護報酬の引き下げで倒産が増えるなど、介護施設運営者からも大きな批判が起こっています。町においても「介護を受けられない高齢者を一人も残さない」を目標に

- ①負担の限界である保険料の軽減にむけ、国へ財政負担増額要請と、介護給付費

基金残高は全額取り崩し保険料の軽減を図る。

第9期介護保険事業計画におきましては、介護給付費準備基金の全額を取り崩すもとに算定を行うとともに、第4,5段階の町独自保険料軽減を実施するなど、保険料の抑制を図りました。国庫負担についても、引き続き保険料軽減のため財源構成の見直しを要望します。

- ②厚生労働省が検討する介護制度（サービスの後退と負担増）に反対し、「社会全体で支えあう」制度本来の目的に立ち返り、体制と施設の整備を行うこと。

本町におきましては、今後とも認知症対策や移動支援の充実などサービスの充実に取り組んでまいりますとともに、施設整備につきましては、長期的な影響も視野に入れて検討する必要があるため、必要に応じて協議検討してまいります。

- ③町民に分かりやすい「介護保険パンフ」等の作成、説明会の実施。介護要望の実情、各事業の要望者数の把握。

介護保険制度については、お一人お一人の状態や環境も異なるため、個別に相談に応じており、気軽にお問合せいただければ幸いです。

3. まちづくり

1) 災害対策

近年、地球温暖化などの気候変動の悪化が著しく、世界規模で災害が多発し、南海トラフなど自然災害による、地震、津波、河川の氾濫、線状降水帯の発生等が強く懸念されています。災害が発生した場合、速やかに法の定めるところにより、避難所の設置をはじめ、地域住民の安全を確保する必要な措置をとらなければなりません。

以下の取り組みを求めます。

- ①災害拠点となる地区に必要な防災資器材の整備・充実を図ること。

河南町自らが行う防災資器材の整備、充実はより一層促進するとして、地域単位が担う自主防災組織に必要な防災資器材や備蓄品の整備と充実を強化する。また地域住民が避難生活に必要とする食料、水、毛布などの備蓄、整備するための地域防災倉庫の設置など、地域自治会等に委ねていることについて、自治会の財政状況による格差を作らないために補助金・備蓄のための費用の増額。

町では、各自主防災組織に必要な物資を調達していただくため、物資の購入にも活用できる補助を実施しているほか、災害時の事前行動計画「コミュニティタイムライン」の策定支援を行っております。また、町では毎年度、町備蓄品（アルファ化米や飲料水など）を更新しているほか、防災倉庫や避難所のあり方について研究してまいります。

- ②気候変動の悪化などにもなう自然災害が多発しています。上河内、持尾、平石など土砂崩れ、洪水、また他の地区から人為的な土砂持ち込み、埋め立てなど自然環境破壊に対する適切な対応。特に、持尾地区へのダンプの通行が非常

に危険。スピードが 60km/h を超えている場合が多い。子どもの通学路であることの徹底が必要。

土砂埋立て等に関しましては、令和 5 年 5 月 26 日に施行された宅地造成及び特定盛土等規制法が、大阪府では令和 6 年 4 月から運用開始となりました。許可権者である大阪府と連携し盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域について適切に対応してまいります。

速度超過については、所管警察署と連携し対応しております。

2) 町の景観について

河南町のメイン道路ともいべき寺田一大宝にかけて、産廃業者やトタンで囲った業者の作る業務用大型車両等の大規模駐車場等景観が非常に悪い。見る影もない。「美しい河南町条例」から見ても何とかならないものか。

違法な建築物などを設置している場合は現場を確認し、違反建築物の指導や市街化調整区域の開発許可の権限を有する大阪府へ報告を行ってまいります。

3) 公共交通

2023 年 12 月 20 日に金剛バスが廃止となり、21 日から 4 市町村のコミバスが代替交通として駅までの足としてのバスが運行されるようになりました。住民の移動の足として、確保されたことに感謝申し上げます。

河南町地域公共交通計画が、パブリックコメントをふまえ 5 月に策定されました。継続的、持続可能な公共交通としてスタートを切ったところです。何よりも、住民の一層の利用が重要です。

本町は、高齢化率が 2020 年現在 31% ですが、11 年後の 2035 年には 42% となる予想です。少子高齢化の中で免許返納はじめ、ゼロカーボン宣言の町として公共交通の役割がより大きくなります。今こそ、「自動車から公共交通への変換」が重要になってきています。安くて便利で、乗りやすい持続可能な公共交通になるように、住民、利用者のニーズと、多様な声を施策に反映されるよう以下の点を要望するものです。

- ①持続可能な公共交通のために国や府の補助金を獲得するよう、この町に住むためにも強く働きかけてください。とりわけ大阪府への補助金の獲得に向けて尽力お願いいたします。年間 1 億 6,000 万円の町費負担を軽減して住民負担も軽減できるよう強く要望します。

国や府に対する要望ですが、本年度公共交通に対する財政支援についても要望を行っていきます。

- ②終バスの延長や中学生の通学補助・ダイヤ・運行態勢・運賃など、利用者・住民のニーズと多様な意見・要望・提案を施策に反映されるよう手立てをとって下さい。

バスの運行時刻等、現在の運行状況に対してのご意見ですが、町に対しても、利用者の方々からのご意見を多数いただいているところです。令和 5 年 12 月 21 日以降、金剛バス路線を維持確保するため、可能な限りの対策を施してきました。しかしながら、廃止をなくすことを第一に進めて参りましたので、や

はり課題はございます。これらの課題については、P D C Aサイクルにより、見直しや改善等は実施していきたいと考えています。

③自動車から公共交通への変換を推進するために、当面、以下の点を配慮して下さい。

ア、やまなみタクシーは、当面予約制として、空車率を減らすこと

やまなみタクシーを予約制にとのことですが、予約制にするとデマンド運行に変更することとなります。やまなみタクシー運行地域において、予約をすることについては、一部、反対意見もありました。また、予約を受けるためのシステムやオペレータ費用など構築には費用増となることから、今後も調査・研究してまいります。

イ、駅直通バスの終バスの延長を検討すること

終バスの延長問題は、まずドライバー不足です。そこに加え、2024年問題が大きく影響しています。つまり、2024年4月からドライバーの労働時間に上限が設けられることに伴って生じる問題です。今後も、ドライバー不足が解消でき、1便でも多く運行いただけるようバス運行事業者に協議してまいります。

ウ、通勤通学時間帯に中学生が100円で利用できるように手立てを考えること
通勤通学時間帯にかかわらず、中学生が駅に向かうためにバスを利用いただく場合は、学生割引定期券の販売を行っています。また、町内循環のかなちゃんバスでは1乗車100円でご利用いただいています。

エ、無駄のない交通システムとしてオンデマンド制度の検討を進めること

アの回答と同じ

オ、年末年始に、かなちゃんバス・やまなみタクシーを走らせること

かなちゃんバスの年末運行は大変喜ばれています。利用者に分かりやすい標示と停留所の文字が大きいと高齢者には助かります。便を増やすことと継続を切に望みます。

昨年の年末は試験的に運行を行いました。今年の年末の運行も実施いたします。運行内容については、現在検討中です。

カ、住民と共に考えあうシンポジウム・懇談会などを行うこと

懇談会等につきましては、以前からご意見があるところです。今後は、アンケートなども含め検討を行ってまいります。また、町ホームページやラインなどで、情報などは積極的に発信してまいります。

キ、山手で暮らす人たちの足の確保についての方向性について

山手の方面については、現在、やまなみタクシー運行により交通不便地の解消を行っているところでございますが、まだまだ、やまなみタクシーの運行方法は検討していく必要があると考えています。

ク、減便されたかなちゃんバスの運行を元に戻して下さい。

町内循環のカナちゃんバスにつきましては、朝夕の合計4便を駅に向かうバスとして運行を行っているところです。町内循環バスで、この時間帯をご利用の方々には、大変、ご迷惑をおかけしております。しかしながら、駅に向かう朝夕につきましては、通勤通学の方々の生活を守るため必要不可欠なことから、減便せざるを得ない状況をご理解賜りますようお願いいたします。

4) ふれあいの湯について

昨年の町の回答を見ると全く不誠実だと思う。全く検討の余地すらない！というもの。本来、町の施策に後退があってはならないもの。10年前には3階の素晴らしい眺めと65歳以上無料だったものが今は200円。これでは、高齢者施策の後退である。

ふれあいの湯は憩いの場として子どもから高齢者まで多くの方に利用していただいています。かなんぴあの令和5年度電気代19,927,889円、灯油代8,862,700円、施設の清掃などの維持費、人件費、その他指定管理料など多くの予算が掛かっております。

一方でふれあいの湯の利用料収入は令和5年度約170万円となっています。今年の7月から町外の障がい者と小学生の利用料金を、無料からそれぞれ150円と値上げを行い、町内利用者との格差を設けております。今後とも、ふれあいの湯を利用される方には、一定の受益者負担をお願いしてまいりたいと考えています。

5) 白木小学校跡地問題について

町総務課に使用したい旨を届け出れば、現地（旧白木小学校）を役場職員同行のもと、案内することはできると昨年のキャラバンのあとお返事を頂きました。現在、子ども会や老人会の方々と使用内容について検討している所ですが、町から示される具体的な書面様式がなく、なかなか進められておりません。出来るだけ早く内容を詰め申請したいと考えていますが、町としての使用書面様式を作成して頂くことをお願いします。また、その届け出があれば使用可能であることも、広報で広くお知らせ頂きたいと思います。

閉校して6年。痛むばかりの町の財産を見ているばかりなのが悔しいです。町のプロジェクト会議が頓挫してしまっていることに責任を感じてもらいたいです。町の本気度が全く感じられません。全国の閉校地の活用方法などを調べるなど、いくらでも探求の道はあるはずなのにその姿勢がおありですか。

白木小学校だけではありません。中央保育所の跡地、かなん子ども園の跡地もどうなるのでしょうか。

河南町の子どもたちは自然豊かな環境に育っているにも関わらず、ほんとにその居場所が不足しています。子どもたちや子育て中のお母さんお父さん、たくさんのお経験を積まれてきた高齢者の皆さんが気軽に集まることができ、交流できる場ができたならどんなに素晴らしいことでしょうか。

何も新しいものを作る必要はないのです。今ある町の財産を利用できるようにしてください。町の方針『人が集う町づくり』にもつながるのではないのでしょうか。

①申請すれば旧施設（白木小学校跡地など）が利用できることを広報で知らせてください。

町が管理する財産は、行政財産と普通財産に分けて管理しています。その中で、白木小学校跡地は普通財産となります。行政財産については、全て目的を持ったものとなっており、その役目を終え、目的を持たない財産が普通財産となります。住民への貸出については、行政目的をもった体育館や運動場などがあり、それらの施設を利用していただくこととなります。役目を終えた施設は、処分や再活用をして改めて目的を持つこととなります。現時点では、白木小学校については、活用方法が決まっていないため、普通財産となっています。

よって、広報で知らせるなどは行いません。

②誰もが申請しやすい使用願の様式を作ってください。

基本的には、行政財産を使用していただくのが原則です。普通財産は、現在新たな用途や処分等が決まっていないため、少しでも利活用できればという点で貸し出しを行っておりますが、誰もが利用することを想定しているものではありません。

更に「白木小学校跡地問題プロジェクト」会議について以下の開示をお願いします。

- ・りそな総研のプログラムに沿って会議が進められましたが、町から600万円に支払いがあったと聴いています。その内容をお知らせください。
- ・プロジェクト会議では5つの結論が出ましたが、それぞれについて町はその後どのようなアプローチをして頂いたのでしょうか。具体的に詳しく説明ください。

りそな総合研究所株式会社には、白木小学校の跡地利用検討のためのワークショップの開催・運営、意見の取りまとめ及び報告書の作成等の業務を委託し、業務委託料として1,499,040円の支払いを行っております。

ワークショップに基づく事業案としていただいた5つの結論について、その後、白木小学校の活用を希望する企業等の相談があった際には、この5つの事業案を考慮して提案内容の精査を行い、大阪府を始め関係部局との調整を行っております。

6) さくら対策について

さくらが「クビアカカミキリムシ」に侵入されて、枯れる被害が広がっています。町としての対策はどのようになっているのでしょうか。

クビアカツヤカミキリの対策としては、町ホームページで被害対策の記事を掲載するとともに、窓口にて対策に係る手引書を配布しております。引き続き、大阪府をはじめとした関係機関と連携し、住民等への注意喚起を行うとともに、防除対策等について周知等行ってまいります。

また、町内の各小中学校や公園をはじめとする公共施設においては、巡回等のうえで被害状況を把握しております。カミキリムシの侵入対策としては、樹木の幹回りにネットを巻く、それでも侵入され枯死した樹木については伐採を行い、安全確保に努めるとともに、成虫の捕殺等必要な対策を講じて被害拡大防止に努めております。

今後、特定外来生物に対する対策の確立方法について注視・研究し、国交付金（生物多様性保全推進交付金）等を活用し、根本的な対策を検討してまいります。

ます。

7) 公共施設および観光地の整備について

①集客施設としての「かなんぴあ」「やまなみホール（中央公民館）」「農村改善センター」などの駐車場整備、拡張について引き続き要望します。

町としては駐車できないほどの混乱はないとのことでしたが、現実には小さい子どもさんを連れてお母さんが、多くの荷物を抱えながら多目的広場からやまなみホールやかなんぴあに向かわれています。駐車場拡張は、ぜひ早急に取り組んで頂きたい事柄です。

施設利用者の方は、施設から最も近いかなんぴあ敷地内駐車場及び第2駐車場を主にご利用いただいております。現在のところは駐車できないほどの混乱はないと認識しておりますが、障がいをお持ちの方への優先駐車場の確保や、車で来場ではなくカナちゃんバス・やまなみタクシーを利用していただくなど、引き続き円滑な駐車場運営に取り組んでまいります。

なお、駐車場用地の取得等は早々の対応が困難です。まず、かなんぴあで利用者が集中しないよう対応を検討するとともに、既存の駐車場（テニスコート西側の多目的広場）の活用を促します。

②金山古墳をはじめとする観光地のトイレについては、観光の観点から研究していきたいとのことでしたが、いまだ進んでいないようです。どのような計画になっているのでしょうか。

また、昨年要望した、金山古墳公園凹地の農業水路を利用したビオトープ公園やホテルが舞う水辺空間の整備には多額の費用を要するとのことでしたが、どのような整備を検討されたのでしょうか。ビオトープやカワニナやホテルが舞う環境は、多額を投じて整備したのでは生物は生きられません。自然な状態がいいのです。町民の憩いの場となるよう整備をお願いします。

本町の観光資源は、金山古墳といった史跡等の文化財が中心であり、トイレ等の整備に関しては各施設の管理者において行っているところです。誘客を図るうえでも受入環境、特にトイレの整備は重要だと認識しております。現在、トイレ設置に向けた諸条件を整理しつつ、財源の確保に努めています。

金山古墳においては、環境保全を基本とした環境保全整備事業の整備を考慮しており、その整備の中でトイレの設置も併せて検討し、観光の観点からトイレ整備等について研究をしてまいりたいと考えています。また、古墳周辺地では現在、一部を生涯学習の場として活用しています。今後、現在の環境・景観を活かしつつ、住民の皆さんが交流し、ふれ合える場となるよう整備を検討してまいります。

4. 子ども施策について

1) サポートブックの作成

療育に関わる仕事をされてる保健師さんは何人おられますか。

1年に60人の出生があったとか。河内長野市で実施されているサポートブックをぜひ作って頂きたい。出生と同時に記録として残していくことは、生育上それがその子どもとかかわることになってもサポートブックがあることでその子

どもの情報が即座にわかり誰もが対応できるのです。必要不可欠なものと思われます。

会計年度任用職員を合わせて10人の保健師が在籍し、療育に関わる仕事をしております。

サポートブックファイルにつきましては、子育てセンター事業で実施している療育支援教室の参加者全員に配布し、使い方の説明時間を設けております。また、教室参加者には、就園・就学の際に、園や学校にサポートブックファイルを提示し、活用することを推奨しております。園や学校に対しましても、子ども1ばん課主管の会議内において、行政から保育士・教員に、サポートブックファイルの説明時間を設け、懇談等でサポートブックファイルを活用する機会が増えるように努めております。

2) 教育環境の整備

①かなん桜小学校、近つ飛鳥小学校では、登校しづらい子どもたちのための教室が校内に開設されているとのこと。先生方には感謝しかありませんが、定数の中でそれをして頂いてるとしたらご無理はないのかと心配になります。現場の様子はどんなものなのでしょうか。

近つ飛鳥小学校では「なないろ」、かなん桜小学校は「さくらルーム」という名称で校内体制にて運営をしています。学校現場の負担軽減と教育支援センター（ほこすぎルーム）のノウハウを学校現場と共有すべく「出張型ほこすぎルーム」という形で支援員を派遣しており、令和6年度は週2回に拡充しました。

②教育環境は子どもたちの心に直結します。学校営繕作業員1名が各学校を巡回する体制はとても有難いことです。ぜひ続けて頂きたいと思います。

引き続き教育環境の向上に努めてまいります。

③教科書採択にかかわる教科書の展示場所をやまなみホール図書室にしてください。ふだんお仕事されている保護者の方や先生方が閲覧できる機会が必要です。電話交換室となりの教科書展示は、交換室の方の私語が聞こえ、いかがなものかと他町村の方から聞いています。

また、広報の「教科書展示」のお知らせについて、去年はスペースを取って掲載して頂きましたが、今年6月の広報では頁の下に追いやられてしまいました。問題のある歴史教科書もあります。保護者の方が「教科書」を知る機会です。広報に掲載の際はぜひ大切な記事としてスペースを確保してください。

教科書展示会は、一般公開を通じ、地域住民多くの方々に教科書に触れていただく貴重な機会です。河南町では、国で定められた法定展示期間等に、役場内の会議室で地域住民の方々に閲覧いただいております。次年度以降は、従来の閲覧場所に加えて、町立中央公民館（やまなみホール）等で、小中学校の教科書を閲覧できるスペースを確保できるよう検討してまいります。また、広報の掲載につきましては他の掲載記事との兼ね合いもあります。

が、ご要望として調整してまいります。

④就学援助金は入学説明会がある2月初旬に必要です。1月に支給している自治体もあります。河南町でも1月の支給をお願いします。

就学援助金の支給時期について、早期支給の実現に向けて申請のオンライン化等、業務効率化を進めているところであります。

3) 万博問題の子ども参加について

大阪府は2025年開催予定の大阪・関西万博に府内在住・在学の4歳から高校生までの全員を無料で招待することを決め、学校に通う児童生徒は「学校行事としての参加、動員」を要請しています。そもそも校外学習や遠足などは「学校行事」として位置づけられ、各学校が決めることであって、押しつけは許されません。

そして、私たちが最も危惧しているのは、開催地が夢洲であるということです。夢洲は「ゴミの埋立地」で地盤沈下や土壌汚染が指摘されています。さらに、夢洲への交通アクセスは、トンネルと大橋しかなく、交通渋滞に加え、地震や台風の災害時には安全面でも大きな問題があります。それなのに、地震などの災害時の避難計画もまだないと聞きます。そんな危険な場所へ子どもたちを連れて行ってほしくありません。現場の先生方も不安でしかないと思います。交野市の市長さんは「行かない。」と表明しておられます。河南町もぜひその決断をして頂きたいです。切にお願いいたします。

万博の移動手段の他、暑さ対策、雨天対策、昼食スペース等の安全に係る諸問題の環境・条件整備について、大阪府町村教育長会及び大阪府都市教育長会から大阪府教育委員会教育長あてに要望書を提出しています。

今後、これらの諸問題についての整理がなされるのにあわせて、各校において、学校行事としての参加について最終決定をすることになります。

4) 安心安全な地産の食材活用した給食！

全国的に学校給食の無償化が進んでいます。今後も子どもたちが平等に栄養を受けられ、食育にもなる学校給食完全無償か継続を希望します。物価高や各地での戦禍の中で輸出を制限している世界情勢もあります。今こそ、日本の農業を守って国内での供給ができるよう国や府に働きかけてほしいです。また、給食の内容である質・量等は落とさないことを約束してください。

安全な地産の給食食材について、尿中のネオニコチノイド系農薬、除草剤の成分のグリホサートを調べた結果「小学生からも検出された。学校給食で有機食材を使う取り組みが必要」(デトックス・プロジェクト・ジャパンより)との報告があります。有機野菜の給食を食べた子どもたちが「甘くて美味しい」と表現しています。野菜本来の味を知ることができると同時に、土地を痛めない農法は循環型で地球にやさしいです。地元の河南町で作られている農家さんを応援して、安心・安全な食材を子どもたちに提供してほしいと強く希望します。また、国産小麦を使用したパンを食べてもらえるように、「大阪府学校給食会」に強く要望して欲しいです。

中村こども園では、栄養士を配置し自園調理で給食を実施しております。今後

も安全安心な給食の提供に取り組んでいきます。

学校給食費の無償化については、引き続き継続的ができるよう検討してまいります。また、学校給食に使用する野菜については、町内産の野菜をできるだけ使用した給食の提供に努めております。パンの購入については、公益財団法人大阪府学校給食会から購入していますが、国産小麦の使用となると、必要な量の確保と価格が高くなるなどの問題が発生しますが、学校給食は「安全で安心できるものを提供すること」から、大阪府学校給食会へは要望していきたいと考えております。

5) 子どもの居場所づくり

①かなんぴあのプールの開放について

特に夏休み子どもたちの過ごし方について、7・8月のかなんぴあプールの開放は感謝するところです。利用者さんのご不満もあるでしょうが、川等での水遊びができない子どもたちにとっては唯一の楽しみと思っています。是非今年度も7・8月の開放を希望します。

町和37年の町民プールの竣工はプレハブ校舎のある時代に画期的で素晴らしい町の事業でした。プールで泳ぎ、憩いの場でお風呂に入り、図書館で本を読んだり、休憩室でおじいちゃん・おばあちゃんたちと話をして過ごした私の子どもたちの夏休みは恵まれていたと感謝しています。これからの子どもたちにも味わわせてください。

・かなんぴあプールの開放を7・8月の毎週月曜12回にしてください。

町民プールの建設予定は、現在ございません。また、「かなんぴあ」のプール開放は、平成25年度から開始しており、令和5年度は、7月と8月に5日間実施し、1日当たりの平均利用者数は93.4人、もっとも多かった平成25年度の209人と比較しますと半分程度の利用者となっています。なお、「かなんぴあプール」の運営につきましては、指定管理者制度を導入しているため、指定管理者と調整しながらプール開放を行っています。平成30年度と令和元年度の2年間は、開放日を8日に増やすため、本来は営業日である7月と8月の日曜日2回を臨時休館していただき、プール開放を実施しましたが、結果として一日当たり平均利用者数は、H30年126人、R元年80人となっています。その反面、施設会員の皆さんにも大変ご不便をおかけし、会員や利用者の方からの苦情など厳しいご意見を多数頂戴しています。このように、これまでプール開放につきて、さまざまなご要望をいただいたこともあり、日数等の拡大なども試みましたが、現状は上記のような状況となっています。こういった厳しい状況ではありますが、昨年度から、夏休み期間中に開催の「こども水泳教室」の定員を増員するなどして、少しでも子どもたちがプールや水に親しむ機会を増やそうと努めております。

②学校プールの開放について

以前より、学校プールの開放を希望してきましたが、管理面で不特定多数の人の出入りのあることや、学校プールの開放に向けての修理等で費用が掛かるなどの理由で実現できていません。近隣自治体では学校プールを開放されているところもあります。

・他市町村で実施している監視員を設置し、学校プールの開放日を作ってください。

小学校プールの開放については、プールそのものの現状の設備要件や学校における駐車場の確保など一般開放するにあたっては課題が多く、設備等の改修面での費用も多額の負担が予想されることから、現在のところ困難であると考えております。

③総合運動場など、さくら坂にあっても競技のクラブに所属していない子どもたちは自由に使用することができません。昨年、町の返答に「子どもたちが遊べる場所の整備を検討」とありました。子どもの遊び場を確保できたか教えてください。

町立総合運動場の一般開放につきましては、現在定期的に利用されている団体がおられます。また、利用ルールの策定や安全管理人の配置など考慮すべき点がございますので、慎重に検討してまいります。

また、総合体育館西側の芝生の広場のベンチを改修し、さらに今年度、幼児用のすべり台の設置を予定しており、遊び場の確保に努めます。

5. その他

①総合窓口の設置をお願いします。(どの課に行けばいいのか困ります。)

窓口の一元化による来庁者の負担軽減や分かりやすさの向上を図るため、住民異動に伴う手続き等をワンストップ窓口で対応する準備を現在進めております。

②町民の声を届ける意見箱を置いてほしい。堺市役所にも富田林市役所にも設置されています。

町ホームページのお問い合わせフォームにて随時受け付けをしておりますので、ご意見等がございましたらそちらをご活用いただくようお願いします。

③町長さんと直接お話しできる機会、例えば第1月曜日午前中は町長とお話しできる日。などの企画をお願いします。

公務の都合上、定期的な話し合いの場を設けることは難しいかと考えますが、住民の皆さまの声を直接お聞きすることは重要であることから、そのような機会を設けることができないか検討してまいります。

④出前講座の実施

認知症になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、認知症サポーター養成講座や介護予防のいきいき百歳体操の普及啓発やスタート応援のために出前講座を実施しています。

⑤デジタル化に慣れていない高齢者に優しい対応をお願いします。

パブリックコメントの募集が増えありがたいが、ホームページでというのは高

齢者には難しい。紙媒体で役場窓口に設置してもらいたい。

行政手続きの利便性向上のため、デジタル化についてはこれからも進めてまいります。紙媒体については、庁舎内の情報公開コーナーに配架しており、紙媒体での提出も受付しています。

- ⑥有線放送は、Jアラートのお知らせではなく、「公共交通問題傍聴会」や「町議会の開催や傍聴」など、町民の生活にかかわる会議などをお知らせとして放送してほしい。

河南町では有線放送を行っていません。

町防災行政無線の放送では、河南町防災行政無線管理運用規程第4条により、以下のとおり規定があります。

第4条 無線局の運用は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第3項の範囲内で次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 地震、火災、風水害等の非常事態に関する事項
- (2) 人命救助その他特に緊急を要する重要な事項
- (3) 行政事務に関する事項
- (4) その他無線管理者が必要と認める事項

この中の(3)行政事務に関する事項の行政事務に関する情報の内、電波法に抵触しない範囲で放送をさせていただいています。

急を要さない情報につきましては、広報紙やホームページ、LINEなどを利用して情報伝達を行います。

- ⑦自衛隊員募集の垂れ幕、広報に自衛隊にかかわる記事の掲載をしないでほしい。それに替えて「自衛官募集事務に係る情報提供の除外届出制度」の記載をお願いします。

自衛隊に関する募集事務については、自衛隊法第97条に規定されている法定受託事務でありますので、記事掲載自体を行わないことは難しいと考えます。なお、情報提供除外制度については、本町も本年1月から開始しています。その周知については、広報紙への掲載も含め、検討いたします。